

三木町告示第90号

三木町建築設計業務等委託契約約款の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

三木町長 伊藤 良春

三木町規則第11号

三木町建築設計業務等委託契約約款の一部を改正する規則

三木町建築設計業務等委託契約約款（平成21年三木町規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中第10項を第11項とし、第5項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、同条第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 乙は、甲に対し、業務を遂行する上で必要と認められる説明を行うよう努めなければならない。

第3条の2中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「まで」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 乙は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

第6条中「第32条第1項」を「第35条第1項」に改め、「第9条まで」の次に「及び第11条の2」を加え、「以下「著作権等」という。」を「第9条において「著作権等」という。」に改める。

第7条第1項第2号中「監理」を「管理」に改める。

第10条第1項中「主たる」を削る。

第18条第1項第1号中「除く。）」の次に「。」を加え、同項第2号から第5号までの規定中「こと」の次に「。」を加え、同条第2項中「自ら前項」を「自ら同項」に改める。

第19条中「以下」の次に「この条及び第21条において」を加える。

第22条第3項中「認められる」の次に「ときは」を加える。

第26条中「又は第2項」を削る。

第28条第2項ただし書中「甲が前項」を「甲が同項」に改める。

第29条第3項中「直ちに」の次に「当該」を加える。

第31条第1項中「第32条第1項」を「第35条第1項」に改める。

第32条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第

1 項の次に次の 1 項を加える。

2 乙は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

第33条第 1 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 乙は、第 1 項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

第41条第 8 号中「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」を「同法」に改め、同条第10号サ中「乙」の次に「（法人にあつては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。）」を加える。

第44条第 2 項を削る。

第46条第 1 項中「契約」を「この契約」に改め、同条第 2 項前段中「かかわらず、」の次に「この」を、「以下」の次に「この項において」を加え、同項後段中「以下」を「次項及び次条第 2 項において」に改める。

第50条第 2 項中「支払い」を「支払」に改める。

第54条中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。